

市長交際費における香典・供花の支出基準

【市議会議員・功労者・行政委員等】

区 分		在任中に死亡した場合		退任後に死亡した場合
		香 典	供 花	供 花
市議会議員 行政委員 市政功労者		10,000円	○	○
親族	配偶者	—	○	—
	血族一親等	—	○	—
自治振興功労者 社会福祉功労者 産業経済功労者 統計功労者 社会教育功労者 民生・児童委員 区選挙管理委員 統計調査員 審議会委員 消防団長・分団長 連合町内会長		10,000円	○	—
連合町内会副会長 単位町内会長 老人クラブ会長		—	○	—

【在職職員】

区 分	供 花
職員本人	○
課長職以上の配偶者	○

※ その他、特別に必要があると認められる場合は、おおむね3万円を限度として、香典・供花に支出することがあります。